

基礎研 レポート

EU における Apple への制裁金納付 命令

音楽ストリーミングアプリに関する処分

保険研究部 専務取締役 研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

2024年3月4日、欧州委員会は Apple に対して 18 億ユーロの制裁金納付命令（以下、本命令という）を出したことを公表した¹。制裁金納付命令は Apple の基本オペレーティングシステムである iOS（iPhone と iPad に搭載）利用者に対して、App Store 経由での音楽ストリーミングアプリ配布にあたって、市場での支配的な地位を濫用したことがその理由である。

他方、同日、Apple は、欧州委員会は消費者被害について、信頼に値する証拠を発見できておらず、かつ音楽ストリーミングサービスの市場が繁栄し、競争的であり、急速に拡大していることを無視しているとする反論（以下、本反論）を行った²。

ところで、Apple の App Store 経由のコンテンツ販売の競争法上の問題については、米国でのエピックゲームズ対 Apple の地裁判決（以下、エピックゲームズ判決）を以前に筆者が分析をしている³。本命令の検討にあたっては、エピックゲームズ判決を参考として検討を進めたい。

2—欧州委員会による調査

1 | 欧州委員会の調査開始

2020年6月、欧州委員会は App Store 経由のアプリ配布に関する、アプリ開発者へ適用する Apple の規則について公式な調査を開始した⁴。根拠条文は欧州機能条約 102 条で、市場での支配的地位の濫用を禁止する規定である。具体的には、以下の行為を通じて支配的地位を濫用したとする。

¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_1161 参照。

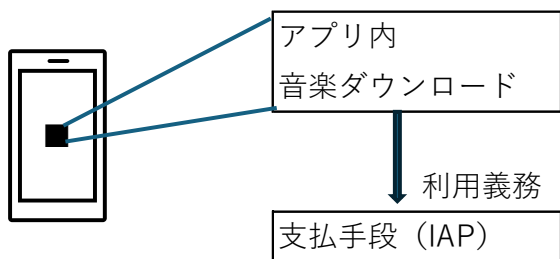
² <https://www.apple.com/newsroom/2024/03/the-app-store-spotify-and-europes-thriving-digital-music-market/> 参照。

³ 基礎研レポート「エピックゲームズ対 Apple 地裁判決—反トラスト法訴訟」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=69124?site=nli> 参照。なお、本判決には 2023 年 4 月 24 日に第 9 巡回区連邦控訴裁判所から判決が出ており、同年 8 月 9 日に最高裁が執行を延期する判決を出しているが今回は省略する。

⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1073 参照。

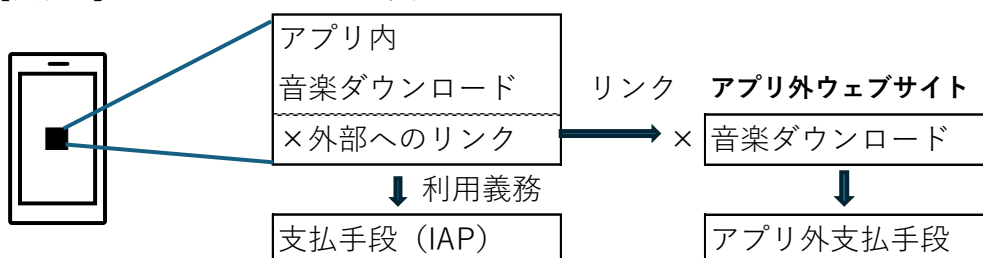
- ① 音楽ストリーミングアプリ開発者に対して、Apple のアプリ内決済システム（In-app purchase payment、以下、IAP）を強制すること（図表 1）

【図表 1】 IAP の強制



- ② iOS 利用者に代替的な定期購入の手段があることを通知する能力を制限すること（アンチステアリング条項）（図表 2）

【図表 2】 アンチステアリング条項



2021 年 4 月、欧州委員会は Apple に一回目の異議通知（State of Objection）を送付し、2021 年 9 月、Apple は異議通知について応答を行った。

この応答を踏まえ 2023 年 2 月に欧州委員会は Apple に対して二回目の異議通知を行った。

2 | 欧州委員会の二回目の異議通知の内容

二回目の異議通知の内容は以下の通りである⁵。これは一回目の異議通知内容を差し替えるものである。

二回目の異議通知では、IAP の強制については反トラスト法調査目的での法的評価を行わないこととした。その代わりに、Apple がアプリ開発者に対して契約上の義務として課している、iOS 利用者に対してアプリ外でより安価に購入できる定期購入の選択肢を告げず、かつ効果的にそれを選択できないようにしていること（すなわち、アンチステアリング条項）に調査を集中するとした。

欧州委員会は暫定的な見解として、アンチステアリング条項は欧州機能条約 102 条に違反する不公正な取引条件であるとの立場を採用した。特に、欧州委員会は音楽ストリーミングアプリに対する Apple のアンチステアリング条項は、どこでどのように、より安価で定期購入できるかを通知することを妨げていることに懸念を示した。これらのアンチステアリング条項は①iOS の App Store の提供

⁵ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2061 参照。

にあたって必要でもなければ、Apple の正当な利益を守ることに比例 (proportionate) でもない⁶、②Apple のモバイル利用者にとって結果的により多くの金額を支払わせるという被害を及ぼしている、③消費者の選択を制限することによって音楽ストリーミングアプリ開発者の利益に悪影響を及ぼしている、とする。

3— 欧州委員会による制裁金命令

1 | 欧州委員会による制裁金命令

上述の通り、欧州委員会は App Store 経由で iOS 利用者に対して音楽ストリーミングアプリを配信するアプリ市場において支配的な地位を濫用したことに関して 18 億ユーロ (2952 億円 (1 ユーロ=146 円)) の制裁金を科すことを決定したと公表した。

この制裁金額は違反行為の期間と重大さ、および Apple の総収入額および市場からの拠出資金を勘案したものであると欧州委員会は主張する。また、Apple の行政手続きにおける不正確な情報提供も考慮した。内訳は明らかではないが、基本的な制裁金に追加の制裁金を加算して一括で 18 億ユーロとしたのは、Apple の行為を抑制できる十分な水準であると考えられるためである。一括としたのは、被害のほとんどが非金銭的なものであり、収益ベースの計算方法では算定できないからでもあるという。欧州委員会は 18 億ユーロが Apple の全世界での収益に見合うものであり、かつ Apple の行為の抑制に十分であるものと考えている。

2 | 違反行為

Apple は欧州地域 (EEA) 全域において、アプリ開発者が iOS 利用者にアプリを配布できるプラットフォームである、App Store の唯一の提供者である。Apple は iOS 利用者体験のすべての側面を支配し、App Store に掲載され、EEA における iOS 利用者に到達するためにアプリ開発者が遵守しなければならない契約条項と条件を設定している。

欧州委員会の調査によれば、Apple は音楽ストリーミングアプリ開発者に対して、アプリ外で利用者が選択でき、かつより安価な音楽定期購入が可能であることを知らせることを禁止している。またさらに、アプリ開発者に対して、どのようにしたらアプリ外での購入が可能になるのかについての情報を利用者に提供することを禁止している。

特に、アンチステアリング条項はアプリ開発者に対して、以下を禁止している。

- ①アプリ外のインターネット上の定期購入に係る提示価格について、アプリ内で iOS 利用者に対して告知をすること。
- ②アプリ内で IAP を利用して購入した場合とアプリ外で購入した場合との価格差をアプリ内で iOS 利用者に対して告知をすること。
- ③アプリ外での代替的な購入が行えるアプリ開発者のウェブサイトへ iOS 利用者を誘導するリンク

⁶ Apple に何らかの弊害が出ていた場合であっても、その弊害を防止するために採用した対応策が、弊害に比較して重大すぎる影響を及ぼすことを意味する。

をアプリ内に貼ること。アプリ開発者はまた、新規獲得顧客に対して、アカウント設定後に代替的な定期購入選択肢について、たとえば email を利用して、通知すること。

なお、後述の通り、本反論の中で、Apple は音楽ストリーミングアプリも含め、アプリ外へのリンクを貼ることを容認しており、リンクを貼らないのは、Spotify の自主的な選択によるものとの主張を行っている。本命令の核心部分となる事実関係で欧州委員会と Apple とで真逆の主張がなされている。本稿ではとりあえず仮に欧州委員会の事実認定が正しいとして議論を進める。

3 | 法令の適用

欧州委員会は本命令により、Apple のアンチステアリング条項が欧州機能条約 102 条に違反する不公正な取引条件に該当するとの結論を出した。理由は以下の通りである。アンチステアリング条項は Apple のモバイル機器上の App Store に関連する Apple の経済的な利益を守るために必要でもなく、かつ Apple の正当な利益を守ることに比例したものでない。また、iOS 利用者にとっては、自分の機器においてどこでどのように音楽ストリーミングサービス購入を決定できるかについて、通知されず、かつ効果的な決定ができないことにより、悪影響を及ぼしている。

Apple のおよそ 10 年にわたって行われてきた行為は、iOS 利用者の音楽ストリーミングサービス購入にあたって相当に高い価格を支払わせてきたと言えるかもしれない。その理由としてはアプリ開発者に対して、Apple が課した高額なコミッション・フィーが、Apple の App Store での同様のサービスについてより高額な定期購入価格として iOS 利用者に転嫁されたからである。

さらにいえば、Apple のアンチステアリング条項は利用者体験の劣化という形で、非金銭的な被害を及ぼすことにつながった。すなわち、iOS 利用者はアプリ外の選択肢を求めて手間のかかる検索を行うか、あるいは iOS 利用者にあったサービスを見つけられず、一度も利用できなかった。

4 — Apple の反論

上述の通り、Apple は欧州委員会の制裁金納付決定公表日に本反論を公表している⁷。いくつかのポイントがある。

- (1) Spotify は Apple の技術を利用して巨大化したが、何の支払もしていない。
- (2) Spotify は Apple の iOS 内の課金ルールを変更したい。
- (3) 欧州委員会は消費者被害と反競争的行為の立証を行っていない。

1 | Spotify は Apple の技術を利用して巨大化したが、何の支払もしていない。

Spotify は、欧州では 56% ものシェアを有する世界最大のデジタル音楽ビジネスに成長した。この成長に Apple は深くかかわっている。Spotify はウェブサイト上で音楽定期購入が可能であるが、アプリそのものは Apple の App Store でダウンロード、再ダウンロード、アップデートされる。そして

⁷ <https://www.apple.com/newsroom/2024/03/the-app-store-spotify-and-europes-thriving-digital-music-market/> 参照

その際、SpotifyはAppleに何も支払っていない。SpotifyはAppleの25万以上のAPI⁸と接続ができる。SpotifyはSiri、CarPlay、Apple Watchなどに連携できるようAppleが技術支援している。またSpotifyはAppleのテストシステムであるTestFlightの500のバージョンを使用して開発を進めている。そしてAppleは421のバージョンのSpotifyアプリを審査・承認した。またAppleはSpotifyに個別の技術支援を行った。しかし、Spotifyはこれらのサービスに何ら対価を払っていない。

2 | SpotifyはAppleの課金ルールを変更したい。

SpotifyはApp StoreのIAPシステムを使わずに、アプリ内に別の定期購入支払手段を埋め込むことで、自分たちに有利になるようにルールを曲げようとしている。彼らは、Appleのツールやテクノロジーを使い、App Storeで配信し、Appleが築いてきたユーザーとの信頼関係から利益を得たいのである。要するに、SpotifyはAppleに対して、Appleが無料でサービスを提供すること以上のことを望んでいる。

3 | 欧州委員会は消費者被害と反競争的行為の立証を行っていない。

Spotifyは欧州委員会と65回以上の会合を実施し、結果として欧州委員会は今回の制裁金納付命令の結論にいたったが、いずれも2つの点で根拠を欠く。すなわち、

①消費者被害の証拠がないこと：欧州の消費者は、指数関数的に成長したデジタル音楽市場において、かつてないほど多くの選択肢を持っている。わずか8年間で、2,500万人の加入者から1億6000万人近くに増え、アクティブリスナーは3億人を超えた。

②反競争的行為の証拠はないこと：8年にわたる調査でも、Appleが明らかに繁栄している市場でどのように競争を妨げたかを説明する実証可能な理論が得られたことはない。

5——検討

1 | 総論

本事案の適用条文は、EU機能条約102条であり、条文は以下の通りである。

「域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為は、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合には禁止される。この不当な行為は、特に次の場合に成立するおそれがある。

a 直接又は間接に、不公正な購入価格若しくは販売価格又はその他不公正な取引条件を課すこと（以下略）」

この条文を前提とすると問題となるのは、①Appleが関連市場において支配的地位にあるかどうか、②Appleの行為は市場の濫用行為か、③取引に悪影響を及ぼすか、④該当行為は不公正な取引条件か、である。ただし、②でいう濫用行為は内容としては④の不公正な取引条件を含むので、以下では①～③を検討する。

⁸ Application programming interface システムを相互接続するための仕組み

2 | Apple は関連市場で支配的地位にあるか

まず①Apple が関連市場において支配的地位にあるかどうかについて検討する。Spotify で音楽を聴くためには、iPhone が唯一のデバイスではなく、Android 端末や PC でも聞くことが可能である。そこで、まず Apple が支配的地位を確保しているとされる関連市場をどう設定するかが問題となる。

この点、エピックゲーズム判決ではデバイスごとに関連市場を認定している。これに倣えば、音楽ストリーミングアプリ市場における関連市場とは、まずは iPhone と Android 端末を含んだスマートフォンというデバイスを市場とする音楽ストリーミングアプリ市場を指すことになりそうにも思える。

しかし、Apple は App Store というアプリを利用者に配布するプラットフォームを所有し、このプラットフォームを運用する唯一の存在として市場を支配する地位にある。iOS 利用者にとっては、Android 端末で同じアプリまたはそのコンテンツが安価で提供されていても、それによってスマートフォンそのものを Android 端末に機種変更することは考え難い。したがって、iOS というプラットフォーム上にある音楽ストリーミングアプリ市場という関連市場が成立し、Apple はこの関連市場で支配的地位にあるとの考え方も成り立つ可能性がある。

この点、欧州委員会の本命令を見ると、「アプリストア経由で配布される iOS 利用者に対する音楽ストリーミングアプリを配布する市場において支配的地位を濫用」との記載がある。つまり、iOS 利用者に対する音楽ストリーミングアプリ市場が関連市場であって、Apple はその支配的地位にあり、上記考え方と整合的である。

また、Apple の本反論ではこの点に関する議論はなされていない。したがって本稿では、Apple は iOS 上の音楽ストリーミングアプリ市場における支配的地位にあると考える。

3 | Apple の行為は濫用行為か

本命令で問題とされた行為は、Apple が Spotify に課した契約上の義務で、アプリ内や email で「アプリ外でも音楽の定額購入がより安価で可能であること」や支払方法を告知できないことにしているため、実際にもこれらの事項について通知することができないというものである。

ここでまず注目すべきは、欧州委員会は、一回目の異議通知時点では問題としていた IAP の強制については欧州機能条約 102 条違反という嫌疑を調査から取り下げた点である。IAP の強制については、エピックゲーズム判決でも、IAP の強制によって、生産量の減少やイノベーションの制約といった弊害が生じなかったことから濫用行為とは認めなかった。

そもそもプラットフォームが利用料を利用者に請求することそのものは違法ではない。たとえば Amazon の物販サイトを利用する小売業者は販売にあたって Amazon に料金を支払っている。料金徴収が問題となるのは、支配的なプラットフォーム事業者がその支配的な地位を濫用して、健全な競争が行われていたら課されていたであろう料金を超過した高額な料金を徴収した場合である。Apple の利用料がこのような超競争的な価格であることの十分な資料・証拠が存在しなかったのではないかと推測する。

濫用行為と認められたのは、アンチステアリング条項についてである。アンチステアリング条項の弊害について欧州委員会は「利用者の選択権の阻害」であり「ほとんどの部分が非金銭的損害」であ

ると指摘している。

エピックゲームズ判決では、このアンチステアリング条項について地裁はシャーマン法 2 条（＝私的独占の禁止）違反を認定していない。その代わりに、カリフォルニア州法の不公正慣行に該当するとして差し止めを命じた。この不公正慣行とはシャーマン法の初期段階を規制する位置づけの規定とされている。日本でたとえば私的独占の禁止違反（独占禁止法 3 条）ではなく、不公正な取引方法（同法 2 条 9 項）違反にとどまるということであろう⁹。

欧州機能条約 102 条違反もぎりぎりの認定だったのではないだろうか。なぜなら、欧州委員会の本命令によれば、利用者あるいは Spotify の経済的・金銭的利益を直接侵害したものではなかったからである。

ところで上述の通り、App Store で配布した電子書籍、音楽、ビデオなどをアプリ外で購入できることをアプリ内で告知することについて、リーダーアプリという機能を通じて可能であると Apple は主張している。そして、外部で購入したコンテンツも、iOS でダウンロードしたアプリで楽しむことができるとする¹⁰。この主張がその通りだとすると欧州委員会の事実認定が誤っていることとなり、本命令は根拠を欠くこととなりそうであるが、詳細は不明である。

4 | 取引に悪影響を及ぼすか

Apple の反論では消費者被害がそもそも存在しないとしている。ただ、欧州機能条約 102 条違反においては非金銭的であっても、品質が下落するのであれば、被害が存在すると言える。特定の品質の商品・サービスについての価格だからである。ここでは、消費者にとっての選択肢の存在という品質を劣化させているということである。

他方、Spotify は音楽ストリーミングサービスの市場で過半のシェアを占めるまで成長している。品質が下落しているのに大きな成長を遂げられるのかどうかも問題にしつつ、Apple は提訴する意向を示している。これにあわせて、上述 3 | のリーダーアプリの件も含め明らかになるものと思われる。

6 — おわりにかえて

Apple の本反論に「明らかなのは、この決定は既存の競争法に基づくものではないということだ。DMA (Digital Services Act)¹¹が法制化される前に DMA を施行しようとする欧州委員会の努力である。」という一文がある。

DMA を見ると、確かに 5 条 4 項に「GK (=Gate Keeper)¹²は、ビジネスユーザーが GK の CPS (Core Platform Service)¹³で獲得したエンドユーザーに対して、CPS あるいは他のチャネルを利用して、GK

⁹ 私的独占の禁止は市場の競争を実質的に制限するものであるのに対し、不公正な取引方法は公正な競争を阻害するおそれがあるものに過ぎない。前者は市場を支配するが、後者は競争状態に影響を及ぼすにとどまる

¹⁰ <https://developer.apple.com/jp/support/reader-apps/> 参照。

¹¹ 基礎研レポート「EU のデジタル市場法の公布・施行—Contestability の確保」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=72386?site=nli> 参照。DMA は競争可能性を確保するための欧州の規則で、簡単に言うと競争法違反の事前予防を趣旨とする法律である。

¹² アプリストアなどプラットフォームの運営主体を指す。欧州委員会によって指定されるが、Apple も指定されている。

¹³ プラットフォームのうち、DMA の規制対象となるものを指す。Apple の App Store も CPS に指定されている。

の CPS での条件と異なる条件で行うことも含め、エンドユーザーと通信し、勧誘を行って契約を締結することを無料で認めなければならない。」とある¹⁴。

つまり本稿で検討した購入機能・決済機能を含めてプラットフォーム外へ誘導することを禁止するアンチステアリング条項は DMA 上違法とされる可能性が高い。現に既に GK に指定された Apple に対して調査が開始されている¹⁵。そうすると本命令は DMA の中で適正化されるべきものかもしれない。

思うに、欧州委員会が本命令を急いだのは、DMA では同規則遵守までに一定の猶予期間が容認されることから、Apple にこの猶予期間を与えないためだったのではないだろうか。

ただ、本命令には本文で述べた通り、疑問点もある。Apple による提訴が予想されるので、疑問点が明確になることを期待したい。

¹⁴ リーダーアプリについての主張が正しいとすれば別途の考察が必要である。

¹⁵ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_1689 参照。